

## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第 1 種感染症  ( ) [治癒]

第 2 種感染症  インフルエンザ(A 型・B 型) 発症した後(発熱の翌日を 1 日目として)5 日を経過し、  
かつ、解熱した後 2 日(ただし幼児は 3 日)を経過するまで

麻しん [解熱後 3 日経過]  風しん [発疹消失]  水痘 [すべての発疹の痂皮化]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後 2 日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日経過し かつ全身状態が良好]

百日咳 [特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

結核 [感染のおそれなし]  髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第 3 種感染症  流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし]  腸管出血性大腸菌感染症(\*) (\*便の細菌培養において 2 回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

◆第 3 種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

① A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

② アデノウイルス感染症

③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎(主として RS ウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・带状疱疹・( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この 24 時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱 唾液腺の腫大

その他の意見:

平成 年 月 日

医療機関名:

診察医師(診察した医師に限る):